

社会保険の扶養 ☆



いつもお世話になっております。

前回に引き続き、今回も扶養について取り上げさせていただきます。

今回は「社会保険の扶養」についてです。

扶養になった場合	ご自分で加入した場合
健康保険料の負担がなくなる。	手当金等の給付が受けられる(注1)。
年金保険料の負担がなくなる。	厚生年金へ加入できる(注2)。

などといったそれぞれのメリットがあります。

(注1) 休業や出産に対する手当が受けられます。 ※通信 No.340 など

(注2) 障害年金や遺族年金の金額が大幅に増えます。

社会保険に加入すると、系合と月割戻 (非課税交通費含み) が110,000円の方で、
健康保険料 ¥5,511 (奈良県) + 厚生年金保険料 ¥9,221 = ¥14,732 ※%現在
となりますので、年間約180,000円近くの保険料の支払いとなります。

そのため、現在、社会保険の扶養に入っておられて、扶養範囲内で超える収入の見込みのある場合は、慎重に検討されることをお勧めいたします。

それぞれの長所・短所がありますので、パートタイム勤務の方は、扶養について詳しく知っておくと、自分に合った働き方を選択できますね ☆